

# 韓国の 10 代親における妊娠・出産期の学習権保障に関する研究

東洋大学大学院 羅 妍智

## 1 研究背景および研究目的

韓国において 10 代で妊娠・出産を経験し、子どもを養育している親（以下、「10 代親」という）は、10 代に妊娠・出産、子どもを養育していくなかで、学業中断の問題に直面することになる。

韓国の 10 代親における学習権の保障に関する議論は 2000 年代後半から本格的におこなわれた。2008 年、韓国国家人権委員会では、青少年未婚母に対する教育権保障のための実態調査と政策討論会をおこない<sup>(1)</sup>、2010 年には、韓国国家人権委員会が中退を強要された高校生を学業に復帰させ、当該教育庁の教育監に妊娠した生徒が学業の持続ができるような仕組みをつくり、実施するよう勧告した<sup>(2)</sup>。同年 12 月、子どもの権利条約第 3・4 回民間報告書では、「青少年未婚母に対する社会と学校の否定的認識が存在し、学習と養育を並行できるような諸般サービスが不足しているため、基本的な学習権が侵害されている」と言及、青少年未婚母が学業と養育を並行できる制度を設ける必要があると勧告し<sup>(3)</sup>、それに対して子どもの権利委員会は、青少年未婚母が差別の対象になっており、青少年未婚母を含む未婚の母に十分な支援を提供するよう勧告した。

このような 10 代親における学習権の保障に関する議論は、未婚の母を支援する法律的根拠となる「ひとり親家族支援法」の 2011 年改定により法制化され、青少年ひとり親を支援の対象にし、学業持続に関する支援などを法律的に定めた<sup>(4)</sup>。さらに 2013 年には、教育庁により、生徒が妊娠・出産を理由に学習権を侵害する懲戒処分を下すことが禁止され、全国市・道教育庁を通じて各学校に未婚母の生徒などに対する学習権を侵害する恐れのある学校規則を改正するよう指導をおこなった<sup>(5)</sup>。

2010 年から、韓国の一部の自治体では子どもの権利を保障するため、「生徒人権条例」を制定

している。そのうち、京畿道（2010）、ソウル（2012）、忠清南道（2020）の生徒人権条例には妊娠・出産を経験する青少年親への権利保障に関する内容が明記されている。

このような 10 代親の学習権保障のための努力が、韓国の 10 代親における学習権の保障にどのように影響しているか、どのような課題があるのかについて明らかにすることは、子どもの権利条約を具体化していくために必要であると考えられる。

## 2 研究方法

本研究は、10 代に妊娠・出産を経験し、現在子どもを養育している母親 22 人を対象に、10 代親の学業持続および学業中断経験について 1:1 半構造インタビュー調査をおこなった。データは研究参加者の同意を得て、IC レコーダーの録音とメモを取り、個人情報保護のため、参加者を特定できないよう、氏名をアルファベット化し、個人情報の加工をおこなっている。インタビューは東洋大学研究等倫理審査委員会の承認を受けている。

## 3 研究結果

10 代親 22 人の出産年齢は平均 17.59 歳であり、現在の年齢は平均 25.33 歳である。22 人のうち 19 人は学業中断の経験があり、中学中退が 4 人、高校未進学が 1 人、高校中退が 13 人、大学中退が 2 人であった。1 人は中学・高校において数回の中退経験を持っていた。

### (1) 学業を中断したときの状況

学業中断の原因は、学校不適応、家庭問題、妊娠・出産、学業と育児の両立困難であった。学業を中断した 22 件のケースのうち学校不適応や家庭問題など、「学業中断が妊娠・出産・育児の原

因でない」ケースは12件、「妊娠・出産」が原因となったケースは6件、「学業と育児の両立困難」が原因となったのは3件であった。複数の中退経験のある1ケースの場合、学校不適応、妊娠・出産、学業と育児の両立困難をすべて経験している。

## (2) 妊娠が分かった学校の対応

妊娠当時在学中であった10代親の多くが「学校をやめさせるのが心配で」、「学校で噂になるのが心配で」学校に妊娠事実を知らせることを敬遠したが、学校に直・間接的に妊娠事実を知らせたケースもあった。22ケースのなかで、学校に出産事実を気づかれたケースは1件、自ら学校に妊娠事実を知らせたケースは3件、外部機関（女性緊急電話）を通じて学校に妊娠事実を知らせたケースは1件である。妊娠事実を知らせた場合、学校側は10代親が学業を中断しないよう対応したのが多かったが、一方、出産後子どもを養育しながら原籍学校で学業を持続することに関しては否定的であり、「子どもを直接養育する場合は在籍中の学校には戻れない」と自主退学を勧めたり、妊娠段階では気づかず、出産事実を知った学校側が「退学処分をしたら学校に戻りにくいから、自主退学処理をする」と、一方的に10代親当事者を自主退学として処理した学校もあった。

## 4 結論および提言

10代親の学業持続および学業中断経験から明らかになったのは以下の4点である。まず、10代親の学業中断の原因は、学校不適応や家庭問題などが、妊娠・出産および学業と育児の両立困難より多かったが、依然として妊娠・出産および学業と育児の両立困難は学業中断の原因となっている。第2に、10代親は、学校側から学校をやめさせることや、10代親に関する偏見や差別的目線を恐れ、学校に自分の妊娠事実を知らせるのを

敬遠している。第3に、学校側は10代親の妊娠がわかったとき、学業を持続できるよう代案学校に連携している。しかし学校は、出産後原籍学校に戻り子どもを養育しながら学業を持続することに関しては否定的であることが4点目にあげられる。

このような結果に基づき、以下を提言する。

まず、10代親には妊娠・出産により差別されない権利があり、妊娠・出産により学習権を侵害されない権利があることを知らせなければならない。第2に、学校側は子どもが自分の状況について気楽に話せるよう、安心できる場所を提供し、学校の教職員など、子どもにかかわっている従事者は子どもに信頼を与える姿勢を取らなければならない。第3に、10代親が出産後、子どもの養育を希望する場合にも学業を持続できるよう、連携システムを設けなければならない。最後に、学業と育児を両立できるよう、システムを設けなければならない。

### 注

- (1) 国家人権委員会（2008）「青少年未婚母の教育権保障実態調査発表および政策討論会資料」2008年5月1日。
- (2) チェ・ヘリョン（2021）「人権委が語る②妊娠した青少年も学業を持続できるように」『人権』2021年6月号。  
<https://www.humanrights.go.kr/site/program/webzine/subview?menuid=003001&boardtypeid=1016&boardid=7606673&searchissue=7606660>
- (3) UN子どもの権利条約韓国NPO連帯（2010）「第3・4回UN子どもの権利条約民間報告書」2010年。
- (4) ひとり親家族支援法
- (5) キム・ヒョンギユ（2013）「妊娠・出産・異性交際を理由に生徒懲戒できなくなる」『ギョンヒョン新聞』2013年10月1日。  
<https://www.khan.co.kr/national/education/article/201310012232025>